

# 【府中市】 パートナーシップ宣誓の手引き



○ 事前予約・相談窓口・制度全般に対すること

窓 口	府中市市民協働推進部多様性社会推進課多文化共生係
電 話	042-335-4131
メ ー ル	tayosei01@city.fuchu.tokyo.jp

【市民協働推進部多様性社会推進課】

第7版

## 目次

【府中市】 パートナーシップ宣誓の手引き.....	1
目次.....	2
1 パートナーシップ宣誓制度について.....	3
(1) 実施の背景.....	3
(2) パートナーシップ宣誓制度とは.....	3
2 パートナーシップ宣誓をすることができる方.....	4
3 宣誓に必要なもの.....	5
通称の使用を希望する場合.....	5
子の氏名等の記載を希望する場合.....	5
4 宣誓の流れ.....	6
5 宣誓後の手続.....	7
(1) 紛失、き損、汚損が発生した場合.....	7
(2) 住所、氏名等に変更があった場合.....	7
(3) 宣誓書受領証の返還.....	8
6 Q&A.....	9
(1) 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？.....	9
(2) パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？.....	9
(3) パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？.....	9
(4) パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度は何が違うのか？.....	9
(5) 法的効力がないにもかかわらず、なぜ制度の導入をするのか？.....	9
(6) 宣誓書受領証は即日、発行されるか？.....	9
(7) 他の人に代理で申請をしてもらうことは可能ですか？.....	9
(8) 市外に転出する時はどうしたらいいですか？.....	9
(9) 戸籍や住民票の表記に変更はあるのか？.....	9
7 参考.....	10
府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱.....	10

## 1 パートナーシップ宣誓制度について

### (1) 実施の背景

近年、性の多様性については徐々に社会的な認識が進んでいるものの、依然として、性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないと言われています。

このことから、府中市では性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指し、多様性を認め合う共生社会の実現に向け、「府中市パートナーシップの宣誓」の取組を平成31年4月1日から開始します。

パートナーシップ宣誓書受領証は、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、この取組の趣旨について市民や事業者の理解が広がるよう取り組んでいきます。

### (2) パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係について、パートナーの関係にあることを証明する制度です。

#### ア パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいいます。）である2人の者の関係のことをいいます。

#### イ 宣誓とは

パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

## 2 パートナーシップ宣誓をすることができる方

お二人が、次のすべてに該当することが必要です。

- パートナーシップの関係にあること。
  - ※ パートナーシップ：互いを人生のパートナーとし、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係（P. 3 参照）
- 成年であること。
- 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - ・ 宣誓をしようとする者の双方が府中市（以下「市内」という。）の同一所在地に住所を有していること。
  - ・ 宣誓をしようとする者の一方が市内に住所を有し、他方が当該住所を自らの住所とすることを予定していること。
  - ・ 宣誓をしようとする者の双方が市内の同一所在地に住所を有することを予定していること。
- 配偶者がいないこと。
- 宣誓をする相手方以外の者とのパートナーシップがないこと。
- 直系血族又は三親等内の傍系血族もしくは直系姻族の関係にないこと。  
（ただし、パートナーシップに基づく養子縁組関係にある場合を除く。）  
《直系血族又は三親等内の傍系血族もしくは直系姻族の関係》
  - ・ 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
  - ・ 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
  - ・ 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

### 3 宣誓に必要なもの

宣誓には、次のものが必要となります。

#### ● 世帯全員の住民票の写し

※1人1通ずつお持ちください。(3ヶ月以内に発行されたもの)

※本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要

※同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通で可

※(転入を予定している方)その事実が確認できる書類(売買契約書や賃貸借契約書等)を提出してください。なお、転入後速やかに「世帯全員の住民票の写し」を提出して下さい。

#### ● 配偶者がいないことを証明する書類(戸籍抄本・独身証明書等)

※1人1通ずつお持ちください。(3ヶ月以内に発行されたもの)

※独身証明書や戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。

※外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出(婚姻要件具備証明書等)

#### ● 本人確認書類

- 個人番号カード、運転免許証、一般旅券、在留カード、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの)

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求められることがあります。

#### 通称の使用を希望する場合

#### ● 通称を日常的に使用している事が分かる書類

※通称を使用する場合は、通称を日常的に使用している事が分かる書類(通称あてに届いた郵便物や社員証等)の写しをご提出ください。通称を使用する場合、受領証には当該通称を表示します。

※ 受領証に通称を表示することにより、提示先から戸籍上の氏名を確認する書類の提示等を求められることがあります。

#### 子の氏名等の記載を希望する場合

#### ● 宣誓者とお子様とが「生計が同一」、かつ、お子様が「未成年」である事が分かる書類(住民票の写し等)

※宣誓者お二人が提出する住民票の写しで確認できる場合は、提出不要です。

## 4 宣誓の流れ

### ① 事前予約（宣誓希望日の7日前まで）

事前に多様性社会推進課多文化共生係へ、以下のいずれかの方法で手続希望日等をご連絡ください。申請の日時・必要書類などを調整・確認します。

(1)右の二次元コードから

(2)TEL：042-335-4131

※電話の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時まで



### ② 書類提出

- ・ 予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。
- ・ 必要書類をご持参ください。

- ・ 宣誓の受付：平日 午前8時30分～午後5時 ※午後5時以降は応相談
- ・ 受付場所：男女共同参画センター「フューラル」

### ③ 内容確認

- ・ 提出された書類について、パートナーシップ宣誓の要件を満たしているか確認します。
- ・ 書類に不備や不足等がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

### ④ 宣誓書受領証の交付

- ・ 宣誓書の写しを添えて「パートナーシップ宣誓書受領証」を2部交付します。

#### 宣誓書受領証イメージ（表）

パートナーシップ宣誓書受領証	
ここにお二人が、府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
宣誓日 <u>平成31年4月1日</u>	
本人	パートナー
<u>宮町 太郎</u> 様	<u>片町 次郎</u> 様
生年月日 <u>昭和61年5月1日</u>	生年月日 <u>昭和60年4月1日</u>
住 所 <u>東京都府中市宮町2丁目2-4番地 府中アパート101</u>	住 所 <u>東京都府中市宮町2丁目2-4番地 府中アパート101</u>
平成31年4月1日 府中市長 印	

#### 宣誓書受領証イメージ（裏）

<p>○ 府中市は、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが認め合う共生社会の実現を目指しています。この受領証により法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーとして、生き生きと輝き活躍されることを期待しています。</p> <p>○ 受領証の掲示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいようお願いします。</p> <p>戸籍上の氏名（通称を使用している場合） ・本人 _____ ・パートナー _____</p> <p>特記事項</p>
--

## 5 宣誓後の手続

### (1) 紛失、き損、汚損が発生した場合

- ・ 宣誓書受領証の紛失、き損、汚損などの事情により再交付を希望される場合には、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書に基づき、再交付を行います。

#### ・再交付の流れ

#### ① 事前予約（再交付希望日の7日前まで）

事前に多様性社会推進課多文化共生係へ、以下のいずれかの方法で手続希望日等をご連絡ください。申請の日時・必要書類などを調整・確認します。

(1) 右の二次元コードから

(2) TEL：042-335-4131

※電話の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時まで



#### ② 書類提出

- ・ 予約した日時に、再交付を希望された方がお越しください。
- ・ 宣誓書受領証2部（紛失の場合は本人確認書類）をご持参ください。

- ・ 宣誓の受付：平日 午前8時30分～午後5時 ※午後5時以降は応相談
- ・ 受付場所：男女共同参画センター「フュール」

#### ③ 内容確認

- ・ 提出された書類について、宣誓書受領証の再交付要件を満たしているか確認します。
- ・ 書類に不備や不足等がある場合等は、宣誓書受領証の再交付ができない場合があります。

#### ④ 宣誓書受領証の再交付

- ・ 「パートナーシップ宣誓書受領証」を再交付します。

### (2) 住所、氏名等に変更があった場合

- ・ 住所、氏名を変更した場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書に基づき、再交付を行います。再交付の際は、既に交付済みの宣誓書受領証を返還していただきます。

再交付の流れは紛失、き損、汚損等が発生した場合と同様です。転入予定で宣誓をされた方も、転入後、再交付手続が必要です。

- 住所を変更した場合でも、新たに住民票の写しを提出していただく必要はありません。ただし、市で変更後の住所を確認したあと、新しい宣誓書受領証を交付します。

### (3) 宣誓書受領証の返還

- パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外への転出をした場合等は、速やかに宣誓書受領証を府中市に返還する必要があります。パートナーシップ宣誓書受領証返還届に宣誓書受領証2部を添えて、ご返還ください。
- 宣誓書受領証返還届は市ホームページからダウンロードが可能です。
- 返還場所は、男女共同参画センター「フューラル」(〒183-0034 府中市住吉町 1-84 ステージ府中中河原 4 階) です(郵送可)。



## 6 Q&A

### (1) 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A. 提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報を守られます。宣誓の際は、プライバシー保護のため個室で対応することもできます。

### (2) パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A. パートナーシップ宣誓書の提出や、宣誓書受領証の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担です。

### (3) パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A. 継続的な共同生活とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

### (4) パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度は何が違うのか？

A. 結婚は法律に基づき行われるもので、法的な家族となり、相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、府中市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づいて行われるものであり、法的効力はありません。

### (5) 法的効力がないにもかかわらず、なぜ制度の導入をするのか？

A. 本制度は、お二人のパートナーシップを尊重するものです。府中市がパートナーシップ宣誓制度を導入することにより、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指すものです。また、パートナーシップ宣誓制度に応じて一部の民間サービスの提供が徐々に始まっています。

例. 携帯電話会社の家族割や旅行会社のマイルージ共有、銀行の住宅に関するペアローン、生命保険の受取人など。

### (6) 宣誓書受領証は即日、発行されるか？

A. 書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日発行します。即日発行する際も、内容確認などに時間を要する場合がありますのでご了承ください。なお、来庁の事前予約が必要になりますのでご注意ください。

### (7) 他の人に代理で申請をしてもらうことは可能ですか？

A. 必ず、ご本人が申請してください。宣誓される際は、必ずお二人で窓口にお越しください。

### (8) 市外に転出する時はどうしたらいいですか？

A. パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外へ転出したときは宣誓書受領証を府中市に返還する必要があります。返還される場合は、返還届を提出する必要があります。

### (9) 戸籍や住民票の表記に変更はあるのか？

A. 宣誓によって戸籍や住民票の記載は変わりません。

## 7 参考

### 府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

府中市要綱第12号  
平成31年2月27日

#### 府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。）である2人の者の関係をいう。

2 この要綱において「宣誓」とは、パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

#### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 市内に住所を有していること（市内への転入を予定している場合を含む。）。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 宣誓をする相手方以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組関係にある場合を除く。

#### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、職員の面前において宣誓書及び確認書に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添え、市長に宣誓をして提出しなければならない。

- (1) 宣誓をしようとする者の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 宣誓をしようとする者の戸籍抄本
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍を有する等の理由によりこれを提出できない特別の事情があると認められるときは、市長が適当と認める書類をもって代えることができる。

3 宣誓しようとする者の一方又は双方が宣誓書に必要事項を記載することができないときは、職員及び当該者の双方の立会いの下で当該者の双方以外の者が当該者の一方又は双方に代わって当該必要事項の記載をすることができるものとする。

4 市長は、宣誓をしようとする者が次に掲げる事項を宣誓書又は確認書に記載したときは、当該事項を受領証に記載することができる。

- (1) 通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）
- (2) 宣誓をしようとする者と生計を一にする未成年の子の氏名及び生年月日  
（本人確認）

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号までに掲げるもののほか、市長が適当と認める書類  
（受領証の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、宣誓書の写しを添えて、受領証を交付するものとする。

（受領証の再交付）

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証について、紛失、き損、汚損等の事由が生じたときは、市長に対し、申請書を提出してその再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

（受領証の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、返還届を市長に提出するとともに、受領証を返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が受領証の返還が必要と認めるとき。

（様式）

第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和5年2月14日要綱第5号）

この要綱は、令和5年2月14日から施行し、この要綱による改正後の府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定は、令和4年11月15日から適用する。